



「違法・有害」コンテンツ規制の 問題点

2006年11月18日

崎山伸夫



第一部：違法コンテンツの問題

- 違法コンテンツを取り締まっていく、という努力そのものは、秩序ある社会をつくっていく、という面において、間違ったことではない
- ただ、状況を全体としてみた場合に、バランスがおかしいことになっているようにも思える

インターネット・ホットラインセン ター

- インターネット協会が運営（警察庁からの業務委託）
- 違法情報・公序良俗に反する情報の通報窓口
 - 結構幅広い情報を対象としている（海外では児童ポルノに専念するのが主流）
 - まだ海外ホットラインとの連携は実現していない



問題

- 幅広い通報を受け付けるとパンクしないんだらうか？ちゃんと処理できているんだらうか？
- 統計からは結構こなしているようにみえる。ただ、これはホットラインでこなした件数、というだけ。



実際に通報してみた

- 10月22日に通報
- PC・携帯電話両用のレンタル画像掲示板サービスを利用した掲示板(国内設置)
- 児童に裸体をさらすよう誘引する書き込みが行われていて実際にそういう状況がみられる
- 5サイト(レンタル事業者は3つ)。通報時に明示する画像URLは女児の裸体や性器だと一目でわかるもの。



結果

- 数日以内に4つについて「警察に通報」、残り1つは「有害情報」扱い(通報内容に含めた画像が十分ではなかったのかも)
- 上記4つのうち1つだけ、さらに数日して掲示板が削除。削除された掲示板の借主は検挙されていないように見える(ホットラインからサービス事業者への通報で削除されたと推測できる)。残りは現存。



考察

- ホットラインはとりあえず仕事をこなしている
- 通報を受け取った警察のほうで処理しきれていない？



さらに通報してみた(失敗)

- 国際比較を試みた
 - 裏DVD業者サイト
 - 「関西援交」スクリーンショット
 - 日本国内1
 - US内1 (National Center for Missing and Exploited Children宛通報)
- 結果
 - 日本国内は通報処理前にサイト消滅
 - US内は進捗なし



考察

- 有名児童ポルノですら、国際的な情報共有の体制が現状は存在していない？
 - Google画像検索で「関西援交」で大量に裏DVD業者サイトのスクリーンショットが引かかる状態
 - 日本国内サイトはすでにほとんどないがUSサイトが大量にある
 - 英語でサイトが構築されていたらありえない状況



そもそも

- ホットラインの統計でも通常の「わいせつ」ポルノが児童ポルノよりもはるかに多いんだけど、その労力って報われるんだろうか？
- 日本国外のサーバだったら合法とされる可能性が高いわけだし...



別の視点から

- 裏ビデオ業者や裏ビデオ配信業者は同時に海賊版業者でもある
- 境真良さんのはてなダイアリー10月28日「中国の消費者を海賊版から救いたい」
 - 海賊版抑制には正規版流通が欠かせない
 - 正規版と海賊版の両方の抑制は高コスト
- アダルトメディア界では日本について同様の指摘
 - 「エロの敵」p.188で安田理央氏による藤木TDC氏の警告の紹介。海外現地メーカーなどの抗議がすでに発生しているとのこと。



警察庁は？

- 「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」の議事録からは、既存のわいせつ概念での表現規制から「子どもを守る」方向の表現規制への転換を目指す意見がみられる
 - 社会の変化や、ネットの存在による限界の認識



とはいえ

- 単純に刑法175条を廃止して生活空間の秩序を変えるようなことは望まれていないだろう
- 少なくともゾーニングがないと受け入れられないだろう



第二部：フィルタリング

- Web閲覧のコンテンツフィルタリングサービスの利用は、企業では一般的になってきている。今回はその話ではない
- 学校・公衆施設や児童向け携帯電話サービスなどでの、利用推進や義務化をめざした政策の問題点について



フィルタリングの仕組み

- 極めて一般的には
 - コンテンツを分類する
 - 分類結果に基づいて閲覧許可・阻止などを行う
- コンテンツの分類は、サービス提供者側が行う
- ポリシー決めは利用者（施設管理者や親権者）が行う場合もあれば、サービスとして単一ポリシーしか提供されない場合もある



コンテンツの分類

- 客観的分類
 - ポルノ、ニュース、スポーツ、...
- ポリシー別分類
 - 12歳以下向け
 - 15歳以下
 - 18歳未満
 - 成人



フィルタリングの問題

- 「私有化された検閲」(Privatized Censorship)
 - 妥当性が判断できない
 - 判断主体もよく分からなくなる



妥当性の問題

- 分類は妥当か？
 - リバースエンジニアリングによる調査
 - Peacefireなど
 - 最近は法的・技術的困難に直面している
 - 大量のデータを用いた調査
 - Ben Edelman (Harvard大)
- ポリシーは妥当か？
 - 設定のみで判断可能



携帯電話フィルタリング

- 未成年者対象のサービス
- 2005年から開始
 - NTTドコモとVodafone(現ソフトバンクモバイル)はインターネット上のサイトにフィルタリングを適用
 - KDDIは公式サイトの一部のみを提供するサービスを用意



分類は同じ

- NTTドコモとソフトバンクモバイルはともに
ネットスター社のデータベースを利用
- ネットスター社の分類カテゴリは客観的分
類
- 変更不能なポリシー設定のみが異なる



両社のポリシーの相違点

- NTTドコモはソフトバンクモバイルの禁止カテゴリに加えて以下のものを禁止する
 - ライフスタイル(同性愛)
 - 宗教
 - 政治
- 利用したい人々の要望を踏まえた設定であり問題ないというのがNTTドコモの説明
- 実はNTTドコモと同様の設定のサービスはPC向けサービスでも存在している
 - ぷららの文教向けフィルタつきプロキシ



未成年向けフィルタリング義務化の要求

- 実際の利用率が低いことが背景
- 各地の自治体の条例における努力義務
- 「バーチャル社会のもたらず弊害から子どもを守る研究会」における議論
 - 完全な義務化は困難と判断している
 - フィルタリングのデフォルト化を求めている



フィルタリング義務化の問題

- 任意のフィルタリングでは公共的な問題は(あまり)ない
- 実質的な義務化と変更不能のフィルタリングの設定の組み合わせで問題は起きる
 - 同性愛を禁止カテゴリとすることは人権擁護政策と整合性がとれるか？
 - 同性愛者の存在が見えること自体が青少年に有害とする論理は「府中青年の家」裁判の控訴審で退けられている

設定自由のフィルタリングでは？



- フィルタリングポリシーの問題を純粹なエンドユーザ(親権者)に任せれば整合性の問題はない
- しかし、設定が自由ということは、まったくフィルタしないという設定も可能
 - 義務化する意味がない



必要な議論

- フィルタリングを義務化や推進をするなら、「**妥当なポリシー**」についての議論が必要